

信託契約書

委託者○山次郎（以下「委託者甲」という。）及び受託者大○雄二（以下「受託者乙」という。）は、平成〇〇年〇月〇〇日、以下のとおり信託契約を締結する。

第1条 信託の目的

本件信託は次条記載の金融資産（金銭）を信託財産として管理運用及び処分、その他当該目的達成のため必要な行為を行い、受益者の安定した生活の支援と福祉を確保することを目的とする。

第2条 信託の設定及び信託財産

委託者甲は、次条記載の受託者に対し次の金融機関に預託している金銭の全額を信託財産として管理運用及び処分することを信託し、受託者乙はこれを引き受けた。

金融機関名 ○〇銀行〇〇支店

種別等 普通預金

口座名義人 委託者甲

第3条 受託者

受託者は次のとおりとする。

住所 神奈川県〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号

職業 公認会計士

氏名 大○雄二

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

第4条 信託の期間

信託期間は、次の各事由が発生した時までとする。

- (1) 委託者甲及び甲の配偶者○山和子（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生。以下「配偶者丙」又は「受益者丙」という。）が死亡した時まで。ただし甲死亡時に配偶者丙が死亡していたときは、委託者甲の死亡をもって終了する。
- (2) 信託財産が消滅したとき。

第5条 受益者

この信託の受益者は、委託者甲生存中は委託者甲（第一次受益者）とし、委託者甲死亡後は配偶者丙とする。

- 2 受益者丙は、委託者甲の死亡により、本契約上の委託者としての権利義務を承継する。

第6条 受益者に対する金銭の支払い

受託者乙は、委託者甲または甲の任意後見人等（成年後見人及び保佐人等を含む。）の求めにより、信託財産から払い戻しを行い、要求があった生活費等の金員を委託者甲に手渡しもしくは銀行振込みなどの方法で支払う。

- 2 委託者甲の死亡後は、毎月金〇〇万円を限度として、支給される年金等を考慮し受託者乙が相当と認める額の生活費等を受益者丙に手渡しもしくは銀行振込みの方法で支払う。

第7条 信託財産の管理に必要な事項

信託財産については、委託者甲及び受託者乙において信託に必要な換金等を行い、名義変更（記載、記録）または新たな信託口座による管理等を行うこととする。

- 2 信託財産の保存、管理運用に必要な処置は、受託者乙がこれを行うものとする。
- 3 受託者乙は、善良なる管理者の注意義務をもって信託財産の管理運用を行うものとし、信託財産については預金以外投機的な運用は一切しないものとする。
- 4 受託者は、毎月6月末日及び12月末日現在の信託財産の内容を受益者に報告するものとする。
- 5 期間満了により信託が終了したときは、受託者は、現務を終了し、信託財産について帰属権利者に引き渡すなどの手続きを行う。
- 6 この信託条項に定めのない事項は、受益者と受託者との合意により定めるほか、信託法その他の法令に従うものとする。

第8条 信託終了時の権利帰属者

信託期間満了等により終了したときは、残余の信託財産につき信託終了時の受益者の相続人に法定相続分の割合で帰属させる。

第9条 信託報酬

信託報酬は、1か年金〇千円とし、受託者自らがその金額の半額を毎年7月及び1月の各末日に信託財産から受け取ることができる。